

一般社団法人モバイルブロードバンド協会  
機密保持及び知的財産権に関する規程

平成 22 年 2 月 22 日

第 1 章 総則

第 1 条 この規程は、協会に参加する会員相互の機密保持及び知的財産権に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 管理・運用について

第 2 条 協会で協議された各会員の機密保持及び知的財産権に該当する事項については、協会は一切  
関知しないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、各分科会は必要に応じ、機密保持及び知的財産権に関する取扱い並びに管理運用方法等についての取り決めを、理事会の承認を得た上で規定することができる。
3. 機密保持及び知的財産権の取決めを持つ分科会に参加を希望する会員は、事前に同意書の提出を必要とするものとする。

附則

この細則は、定款に則った手続を経た時から直ちに施行する。